

平成27年第2回紀の川市議会定例会 第6日

平成27年 7月10日（金曜日） 開 議 午前 9時27分
閉 会 午前10時45分

◎議事日程（第6号）

- 日程第 1 議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）
議案第74号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 紀の川市半島新興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
議案第80号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）
議案第81号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その3）工事）
- 日程第 3 議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）
- 日程第 4 議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 請願第 1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願
- 日程第 6 請願第 2号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書
請願第 3号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書
請願第 4号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対することを求める請願書
- 日程第 7 委員会提出議案第3号 紀の川市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 8 委員会提出議案第4号 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書
- 日程第 9 議員派遣の件について

日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（21名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 並松八重 | 2番 太田加寿也 | 3番 船木孝明 |
| 4番 中尾太久也 | 5番 仲谷妙子 | 6番 大谷さつき |
| 7番 石脇順治 | 8番 中村真紀 | 9番 榎本喜之 |
| 10番 坂本康隆 | 11番 森田幾久 | 12番 村垣正造 |
| 13番 竹村広明 | 15番 西川泰弘 | 16番 堂脇光弘 |
| 17番 室谷伊則 | 18番 上野健 | 19番 石井仁 |
| 20番 川原一泰 | 21番 杉原勲 | 22番 高田英亮 |

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|------|---------|------|
| 市長 | 中村慎司 | 副市長 | 田村武 |
| 市長公室長 | 林信良 | 企画部長 | 森本浩行 |
| 総務部長 | 竹中俊和 | 危機管理部長 | 上山和彦 |
| 市民部長 | 中邨勝 | 地域振興部長 | 森田英嗣 |
| 保健福祉部長 | 服部恒幸 | 農林商工部長 | 岩坪純司 |
| 建設部長 | 福岡資郎 | 国体対策局長 | 榎本守 |
| 会計管理者 | 森脇澄男 | 水道部長 | 田村佳央 |
| 農業委員会事務局長 | 米田昌生 | 教育長 | 松下裕 |
| 教育部長 | 稲垣幸治 | 企画部財政課長 | 杉本太 |

○議会事務局職員

| | | | |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長 | 城山義弘 | 議事調査課長 | 中野朋哉 |
| 議事調査課課長補佐 | 岩本充晃 | 議事調査課係長 | 藤田郁也 |

（開議 午前 9時27分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告等も含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、日程第1から日程第3及び日程第5、日程第6では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第78号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第4では、分割付託していた議案第78号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について、討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事） から
議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について まで

○議長（高田英亮君） まず、日程第1、議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）から、議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

ただいま議題としました4議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

委員会は、去る6月30日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。当委員会に付託されました議案は、4件であります。

慎重審議の結果、当委員会に付託された議案73号、議案第74号、議案第75号、議案第77号については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をさせていただきます。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）では、増額変更の内容についてただしたのに対し、アスベストの除去費のほか、図書館部分の家具の変更やトイレの壁の張りかえに要する費用であるとの答弁でございました。

また、旧貴志川分庁舎については、本年3月にも増額の変更契約がなされておるが、今回も再度増額変更に至った経緯についてただしたのに対し、前回については主に外壁からの雨水浸透による防水工事であったが、今回については当初、目視による調査でアスベスト除去費を計上していたが、改修中にアスベストの含有建築材が見つかったことによる変更であり、アスベストが発見された場合は、決められた手続を踏んだ後の精算となるため、前回の変更には間に合わず、今回の変更契約となったとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております4議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第73号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第74号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第75号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第77号 紀の川市立学校設置条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正
について から

議案第81号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張
（その3）工事） まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第81号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その3）工事）までの4議案を一括議題とします。

ただいま議題としました4議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る6月26日の本会議で付託されました議案3件につきましては、7月1日に、7月6日の本会議で付託されました議案2件につきましては、同日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、7月1日に審査しました議案第76号については全会一致で、議案第79号については賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、廃止に伴い、今まで通っていた利用者が大変不自由になるのではないかとただしたのに対し、だんだん利用者も少なくなり、集会所として利用するという目的で地元移管の承認をいただいております。今後も地元管理で利用し、閉鎖するものではないので、今まで

と同じように使えるとの答弁でした。

次に、議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、現在白水園を利用されている方が3月いっぱい民間施設へ移ることになるが、利用負担額はどうなるのか、負担がふえ支払いができず出ていかざるを得ないという人は出ないかとただしたのに対し、福祉サービスは内容・利用料ともに公的に規定されておりますので、民間になるからといって料金が高くなることはないが、新白水園の居室はユニット型個室になるため、特養では施設サービス費及び居住費は上がることになる。ただし、居住費については、平成27年3月31日までに白水園入所の方には特別減免措置として、自己負担料のうち旧料金と新料金の差額の2分の1を新白水園で負担し、また養護老人ホーム入所の方で、現在4人部屋を御利用の方は個室になることにより軽減措置の20%軽減がなくなるため、負担するのが厳しいという方は運営する光栄会に受け入れてもらえるので、その案内もしていくとの答弁でした。

次に、7月6日に審査した議案第80号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）、議案第81号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その3）工事）については、質疑もなく、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております4議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

議案第79号についての反対討論の発言を許可します。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、反対討論を行います。

那賀老人福祉施設組合は、公立の老人ホームとして那賀地域在住の方を中心に高齢期の生活の場として活用されてきました。委員会の中でも、利用料等負担がふえるのではないかということに対して、介護保険法の中でのサービスの提供になるから、公立も民営も変わらない。利用料は決められているとの答えをいただきましたが、変わらないのであれば公立で行えばいいことです。利用料について、軽減措置はとるがふえた分が払えない方は転院になると答えられています。

利用料の負担増は、低所得者にとっては利用しにくいものとなり、また転院時の利用者の身体的負担や精神的負担ははかり知れないものだと考えます。福祉に対する責任を大き

く後退させるべきではないと考え、反対討論とします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、賛成討論を行います。

白水園は、平成28年度の民営化に向けた移行計画に基づき、岩出市や県関係機関等と調整を図りながら業務を進めているところであり、既に新しい施設整備計画書を和歌山県の承認を得、新施設の建設が進み、来年当初には竣工の予定となっています。

また、解散に伴う事務手続や解散後の承継事務等移管業務が円滑に行えるよう、これまでも組合規約に必要な規定を定める協議など、所要の措置に対し既に承認しているところであり、今回の解散に関する協議についても円滑に解散業務を進める上で必要な手続であると考え、本案に賛成するものです。

以上、議案第79号に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りします。

議案第76号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第79号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第80号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第81号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その3）工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）を議題とします。

ただいま議題としました議案については、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第72号についてであります。委員会は、去る7月2日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）について、随意契約に至った経緯をただしたのに対し、この工事については条件付一般競争入札で入札を行っているので、1回目の投函では予定価格に達する入札者がいなかったが、有効な入札者が2者以上あった。そこで、2回目の投函の前に落札者がなかった場合は、協議を行わせてもらう旨の宣言を行った後、2回目の投函を行った。結果、2回目においても予定価格に達する入札者がいなかったため、不成立となったが、不調ではなく不落となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号が適用され、最低金額で応札した入札者と協議を行うことが可能となり、別途協議を行った結果、入札で設定された予定価格の範囲内で見積書を提出していただいた。

このような手続をとった場合の契約の方法は随意契約となり、今回の議案上程に至ったとの答弁に、設計金額に対し何パーセントで随意契約しているのかと再度ただしたのに対し、93.65%になるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査の報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

議案第72号 工事請負契約の締結について（市民公園プール整備工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程4、議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より、審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第78号 紀の川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告をいたします。審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第78号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

2款、1項、15目、自治振興費のうち地域安全推進事業では、今回の補正については市内の公立保育所、小学校、中学校23カ所に防犯カメラを設置するものであるが、これで全ての公立保育所、小・中学校に防犯カメラを設置することができるのかとただしたのに対し、現在、市内には防犯カメラ未設置の公立保育所が8カ所、小学校が13校、中学校が2校あり、今回の補正により市内全ての公立保育所、小・中学校に防犯カメラを設置できる予定であるとの答弁でございました。

また、それぞれ学校・保育所の防犯カメラの設置予定台数は1台かとただしたのに対し、正面玄関付近を中心に1台の設置を予定しているが、規模の大きい小学校については、予算の範囲内で複数台の設置も考えているとの答弁でございました。

次に、9款、1項、5目、水防費のうち視察研修手配業務委託料では、つくば市への視察について、昨年2月にも地元区長や議長等で視察に行かれた場所であるが、前回と比べて視察内容について変更があり、今回、議員についても視察を計画したのかとただしたのに対し、視察内容については前回と変更はないが、視察場所については、現地の縮尺約100分の1の大きさで、岩出井堰を中心とした河川の水の流れを再現した模型であり、実際に視察を行うことが非常に有意義であると考えため、今回議員の方に視察を計画したとの答弁でした。

次に、10款、5項、5目、青少年育成費のうち青少年健全育成事業では、地域全体での児童等の見守りを強化するため、啓発用のベストや車に設置する啓発用プレートを作成し配布する事業ということであるが、具体的にどれくらいの数量を作成するのか。また、プレート等の配布については、青少年育成市民会議のメンバー以外からも要望があれば配布するのかとただしたのに対し、今回の補正では、啓発用ベスト50枚と啓発用プラスチックプレート200枚、マグネットプレート500枚を作成予定であるが、またプレート等の配布については、協力いただける方があればその要望にも応えられる数を予定しているとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案78号 紀の川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管部分について、審査の経過及び結果について御報告をいたします。審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第78号のうち、所管部分について審査を行った結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

3款、2項、1目、児童福祉総務費放課後児童健全育成事業で、太陽の子での障害児受け入れは何人を予定しているのかとただしたのに対し、1名の予定で、療育手帳をお持ちの方であれば今後に対応していきたいとの答弁でした。

また、チャレンジ児童クラブの増設の工期の予定をただしたのに対し、夏休み期間中に改修を行い、2学期から使えるようにしたいとの答弁でした。

次に、4款、2項、2目、塵芥処理費のごみ処理事業の委託料で、当初の海南市のほかに、岩出市、和歌山市にも委託すると聞いているが、近くに委託するほうが運賃等経費の削減になるのではないかとただしたのに対し、海南市に従来からごみ処理の委託をしているが、海南市の焼却施設が老朽化し、紀の川市からのごみの量を制限されているため、岩出市にお願いをしている。また、岩出市がメンテナンス等を行う際には、和歌山市にも処理をお願いしているとの答弁でした。

また、新しいごみ処理施設の工期がおくれることなく、当初の予定どおりであれば、必要なかった経費は賠償の対象になるのかとただしたのに対し、工期延長4カ月分のごみの処理費用のうち、収集運搬に係る経費を除いた市の焼却炉の修繕費、工事費などの費用を損害金として組合を通じ請負業者に請求する。損害金の範囲は、4カ月間の処理業務に要した経費、あるいはその処理のために施設を修繕する経費であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第78号 紀の川市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第78号のうち、所管部分について、当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

8款、2項、3目、道路橋りょう新設改良費のうち、市道等改良事業について、新白水園への進入路の改良ということだが、安全対策として信号機の必要性を検討したのかとただしたのに対し、信号機については警察の公安委員会が設置や整備を行うこととなる。今現在においては、交通量や児童・生徒の利用者も少なく、また国道の西側200メートルほどのところに信号機もあるため、設置については非常に厳しい。新白水園が開園され、今後の交通量を見て設置の判断をすると聞いているとの答弁でした。

次に、白水園までの道路で狭いところはないのか、また今後改良計画はあるのかとただしたのに対し、今回の改良区間は10メートルほどで、それ以降については、現道の幅員で5メートルある。5メートルあれば、乗用車程度であれば十分対向できるので、現時点では拡幅の計画はないとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

これより、質疑を行います。

委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

議案第78号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 請願第1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、請願第1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

本請願は、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました、請願第1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願についての審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

紹介議員から説明を受け、審査の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しております。

委員会での意見は、次のとおりです。

最低保障年金制度については、現行制度より多額の財源が必要となるが、その財源の確保について具体性がない。年金は高齢者や障害者、また一家の大黒柱を失った遺族などの暮らしを経済的に支える大事な制度であり、年金の長期的な持続性を確保し、将来世代の給付水準を確保する上で、マクロ経済スライドは欠かせないものであるとの反対意見があ

りました。

また、賛成意見として、マクロ経済スライドは、30年間で今の年金を40%程度カットするもので、生存権を守るためにも最低保障年金制度は必要である。社会保障を充実させるため消費税を上げているのであり、年金削減により社会保障を後退させるべきではないとの意見がありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願第1号について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、請願第1号については、委員長の報告は不採択となっておりますので、まず本案を採択することに賛成の討論の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

請願第1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願について、請願に賛成の立場から討論を行います。

本請願は、具体的には年金削減の元凶となっているマクロ経済スライドの廃止、国庫負担による最低保障年金制度の実現、年金の毎月払いの実現を求める内容でも意見書提出を求めるものであります。

日本の公的年金制度は、私的年金とは違い、税金も財源に充当することで国民の老後の所得保障を図る制度として成り立ってきました。しかし、少子化が進む今、年金財源を支える現役世代の減少、現役世代の雇用の不安定化と所得の減少により、社会保険料、いわゆる掛金だけでは高齢期を過ごす国民の所得保障ができなくなっているという現実があります。

基礎年金部分で見れば、この間、国民年金保険料の未納率が4割に達するなど、制度の空洞化が進行しています。高齢者で年金を一円も受給していない人が全国では100万人に上り、国民年金だけの方の平均受給額は5万円を切るなど、年金だけでは生活できないという無年金、低年金の問題も深刻です。

こうした中で、2004年にマクロ経済スライドの仕組みが日本の公的年金に導入されましたが、これは物価上昇分を年金で保障せず、現役世代の減少や平均寿命の延びに合わせて給付水準を引き下げることで制度を維持させようという仕組みです。

国庫負担をふやしていくことなく、この仕組みを続けるなら、本来年金制度が備えるべき老後の所得保障という役割は果たせなくなります。今後、年金制度はわずかばかりの年

金を支給する、老後の生活保障のためのおまけのような制度になってしまいかねません。所得保障の役割を果たせない年金という点では、特に基礎年金である国民年金だけの人には、この問題がはっきりとあらわれてきています。

年金制度をめぐっては、給付水準の引き下げのほか、支給開始年齢の引き上げによる給付額の削減が進められ、財源問題や年金積立金の株式運用の拡大、25年という長期の加入期間を要するなどの問題も横たわっています。その結果、年金なんてあてにできないと、年金制度そのものに対する国民の信用が揺らいでしまっているのが現状です。

高齢期を迎える国民が、安心して生活を送れる所得保障をどう構築するかを考えると、満額もらえても月額6万5,000円という現行の基礎年金水準を引き上げていく必要があります。そのために最低保障年金制度による所得保障の土台をつくるのが大事だと思います。最低保障年金制度があれば、無年金や低年金の高齢者を解消していくことにつながります。頼れる年金であるとわかれば、そしてさらに雇用労働政策として現役世代の雇用の安定化が図られるなら、今あるような年金不信や保険料の未納による空洞化の問題もなくなっていくものと考えます。

さらに、公的年金制度は地域経済を支える財源でもあります。例えば、2013年度の1年間で見れば、紀の川市民には公的年金として235億円が支給されています。紀の川市の市内総生産の額が1,700億円前後ですから、それと比較しても年金が地域経済に果たしている役割は大きなものがあると言っていいと思います。それだけに、年金水準が下がれば、年金世代の生活保障が図れないという問題とともに、地域経済にもマイナス効果になってしまうものです。

また、紀の川市の国民年金保険の加入率は、平成26年度で72.5%となっています。幸いにも紀の川市は、総体的に国民年金の加入率が高いまちと言えますが、それでも被用者保険に加入できない人のうち、3割近い人が保険料を納められていません。今後、年齢進行とともに国民年金未納者が高齢期になれば、無年金かわずかの低年金で生活を送らざるを得なくなります。この点からも、請願が求める最低保障年金はやはり必要だと考えます。

日本は、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を国民に保障する国として、社会保障や社会福祉の制度を構築してきました。病気や失業、老齢、介護、子育てなど、誰にでも起こる事故や困難、一人だけや家族だけでは対応できないことを社会的に国として支える仕組みとして、各分野の制度が構築されてきました。それぞれの社会保障制度は、国家として国民に保障するものなので、当然財源には税金を必要とします。そのための財源は、正規雇用を当たり前にするなどの雇用問題の解決により、一人一人の所得をふやすこととあわせて、大企業やお金をたくさん持っている人には力に応じた負担をしてもらうことで税収を確保すべきですし、することができると思います。

本請願の主題である公的年金制度は、社会保障制度の中でも高齢期の生活保障を行うための制度として財政規模で見ても、一人一人のライフサイクルで見ても、大事な制度であ

ります。残念ながら、現在の制度のままでは年金制度への信頼をつくり、全ての人に老後の安心を得てもらうことはできません。

本請願を採択し、国民が信頼し、国民一人一人に老後の安心を得てもらえる制度にするよう、国に対して求めていくことが紀の川市議会にも求められていると考えるということ述べまして、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、採択に反対の討論の発言を許可します。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現に関する請願について、反対討論を行います。

今回の請願の最低保障年金制度については、財源の確保に大きな問題がある。多くの方の年金受給額が減る。満額支給は制度開始から40年後のため、当面の無年金、低年金対策にならないなどの問題点があります。

また、マクロ経済スライドの廃止については、年金は高齢者や障害者、一家の大黒柱を失った遺族などの暮らしを経済的に支える大事な制度であり、少子高齢化が進む中で、年金の長期的な持続性を確保し、将来世代の給付水準を確保する上で、マクロ経済スライドは欠かせないものです。年金の支給額と現役世代の負担を調整し、年金制度の基盤を強固にすることが重要だと考えます。

また、年金の支給を毎月払いすることは、現在の隔月払いは事務処理の簡素化と経費の節減につながるものであり、年金財源の観点から現状が望ましいと思われれます。よって、今回の請願の趣旨には賛同できません。

以上、請願1号に対する反対討論とします。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第1号 年金削減の取り止めと最低保障年金制度の実現を求める請願については、委員長の報告は不採択とするものです。

本請願は、委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（高田英亮君） 起立少数であります。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

日程第6 請願第2号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書 から
請願第4号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対

することを求める請願書 まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、請願第2号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書から、請願第4号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対することを求める請願書までの請願3件を一括議題といたします。

本請願は、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当委員会に付託されました、請願第2号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書、請願第3号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書、請願第4号 「集团的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対することを求める請願書、この3件については、委員会は、去る6月30日本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、審査を行いました。

請願3件は、同一趣旨の内容であるため、一括して審査を行いました。

慎重審査の結果、請願第2号、請願第3号及び請願第4号については、賛成少数で不採択すべきものと決定をしております。

お手元に配付しております請願審査報告書をごらんください。

今、国会に提出されている安全保障関連法案については、そもそも法案自体が憲法学者等により違憲と指摘されていることを考慮し、廃案を求めるものであり、本請願については賛成するといった意見もあったものの、現在日本を取り巻く世界情勢は厳しさが増してきている中で、戦争については反対ではあるが、本法案は抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことが目的であり、「戦争法案」と書かれた今回の請願に反対とする意見が多数を占めました。

なお、審査の過程において、国会において国民に十分な理解を得られるような形で議論を深めるべきである等の意見が出されました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号から請願第4号までの3件については、同一趣旨の請願であるため、一括して討論、採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号から請願第4号までの3件については、一括して討論、採決することに決しました。

それでは、ただいま議題となっております請願3件について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、請願第2号から請願第4号までの3件について、委員長の報告は不採択となっておりますので、まず採択に賛成の討論の発言を許可します。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 請願第2号から請願第4号までを一括して賛成討論を行います。

安倍政権は、安全保障法案の審議を国会の95日間の大幅延長してまで強引に成立させようとしています。この法案は、名称に「平和」を掲げていますが、歴代の自民党政権が明言してきた「集団的自衛権の行使」は、憲法上許されないという解釈を根本から覆すものです。これは、日本がどこからも攻撃されていないのに、米軍の戦争にいつでもどこでも自衛隊が参戦し、さらに武器の使用が可能になり、海外での武力行使に乗り出すためのものです。武力をもって応戦すれば、戦争状態になり、他国の人を傷つけ、傷つけられる、そして殺し、殺される関係になっていきます。

PKO法が改定されると、国連が統括しない活動に自衛隊が参加し、危険な地域に行き、武器の使用も認める内容になっています。専門家によると、PKO等の活動によって自衛隊員がまず戦死するという指摘があります。また、最近になって中谷防衛大臣は、自衛隊員が海外で死亡することを想定し、遺体を搬送する検討を行っていることを明らかにしています。

集団的自衛権の発動要件である新3要件は、他国に対する武力攻撃が発生し、新3要件を満たせば攻撃することを認めていることになるので、憲法9条に違反すると考えます。衆院憲法審査会で3人の憲法学者と歴代の内閣法制局長官が、集団的自衛権行使と後方支援について、いずれも「違憲」と指摘し、元自民党幹部も反対を表明、日本弁護士連合会も違憲性を強く訴えています。

世界の中で、先進国の中で、日本だけが原爆という悲惨な経験をしています。政治家は軍事的行動に賛成かどうかは別として、この悲惨な歴史を受け入れるべきであり、それを

踏まえ、今回の件に関してもっと考え、審議すべきです。

自衛隊は、武力攻撃するためではなく、今までに海外へ12回も災害救助に行ってきたように、非軍事的協力を積極的に行うこと、どんな問題でも憲法9条の精神を生かした外交的解決に徹するという姿勢が、日本の目指すべき国のあり方ではないでしょうか。

戦争をしない国として、そして子どもたちの未来を守れる国として、地方議会から声を上げていくべきであることを強く訴えまして、賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） 続いて、採択に反対の討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 私は、集団的自衛権行使にかかわる安全保障関連2法案、国際平和支援法、平和安全法整備法案の廃案を求める請願について、反対討論を行います。

現在、日本を取り巻く世界情勢は、ますます厳しさを増しています。日本周辺だけを見ても、尖閣諸島に対する中国、韓国などによる領有権主張問題、領海侵犯が、竹島、北方領土のように日本の領土に関する主張が聞き入れられず、一方的に既成事実化されていく問題など、国際社会における日本の立場は決して強いとは言えない状況にあります。また、中国による南沙諸島の一方的な領土化と軍事基地と思われる港や空港の建設などは、アジアだけでなく世界の問題となっています。

このような厳しい世界情勢の中で、日本の平和と安全を守っていくためには、周辺諸国はもちろんのこと、世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が何より重要と考えます。

今、国会で審議されている安全保障法案では、自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。他国を守ること、それ自体を目的としたいわゆる集団的自衛権の行使は今後も認められません。

日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことが安全保障法案の目的であり、憲法の範囲内で実施されるものであり、請願にあるように決して戦争法案ではないと考えます。以上の理由により、これらの請願には反対いたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第2号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書、請願第3号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書、請願第4号

「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」に反対することを求める請願書の3件について、委員長報告は不採択とするものです。

本請願は、委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（高田英亮君） 起立少数であります。

したがって、請願第2号、請願第3号及び請願第4号は、不採択とすることに決しました。

日程第7 委員会提出議案第3号 紀の川市議会会議規則の一部改正について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第7、委員会提出議案第3号 紀の川市議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 坂本康隆君。

○議会運営委員会委員長（坂本康隆君）（登壇） それでは、委員会提出議案第3号について、提案説明をいたします。

委員会提出議案第3号 紀の川市議会会議規則の一部改正について、紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

当議案については、委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。

提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、本会議及び委員会の欠席理由及び請願の紹介の取消し方法等を整備するため、紀の川市議会会議規則の一部を改正するためであります。

改正内容は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、本会議においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、規則中、会議への欠席に関する規定の一部を改正するものであります。

なお、委員会の欠席についても同様の改正を行うものであります。そのほか、請願の紹介の取消し方法を明記するとともに、例規の形式精査等に伴い、字句等の改正を行うものであります。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（高田英亮君） 委員長の提案説明が終了しました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定より、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

委員会提出議案第3号 紀の川市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会提出議案第4号 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを
求める意見書

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第8、委員会提出議案第4号 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書についてを議題とします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 川原一泰君。

○総務文教常任委員会委員長（川原一泰君）（登壇） ただいま議題となっております委員会提出議案第4号 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書の提案理由を説明をいたします。

提出者は、総務文教常任委員会委員長 私、川原でございます。

去る5月15日、内閣から、集団的自衛権の行使を限定的に容認する内容を含んだ安全保障関連法案が国会に提出をされました。この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされてございます。

現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見を交わされ、法案自体の評価もさまざまとなっております。よって、国においては、安全保障関連法案の取り扱いにあたり、国民一人一人に焦慮と不安を抱かせることのないよう、また日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、慎重かつ十分な審議を尽くすこ

とを求めるため、別紙のとおり「安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書」を会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高田英亮君） 委員長の提案説明が終了しました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りします。

委員会提出議案第4号 安全保障関連法案の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員派遣の件について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第10 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第10、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可します。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 去る6月19日に開会されました第2回定例会、本日をもって閉会ということで、長きにわたり十分御審議をいただき、そして提案させていただきました案件につきましては、全て承認をいただきまして、ありがとうございました。

この上は、いつも申し上げてるとおり、安全・安心な紀の川市づくりに皆さん方とともに頑張ってもらいたいと、そのように思っておりますので、なお一層の御協力をよろしくお願い申し上げます。

まだ、梅雨が続いておりますけれども、梅雨があければだんだん暑くなってまいります。十分体調を整え、議員活動をよろしくお願い申し上げますとともに、7月中には粉河まつり、また8月には市民まつり、10周年記念事業のNHKのど自慢、また国体に先駆けてのインターハイ、高校の総体等々が紀の川市でも行われることになってございます。どうか「おもてなし」、県外からもたくさんの皆さん方が紀の川市にお越しをいただくわけがあります。どうかいろいろな事業が成功していけるような、紀の川市にとってその歓迎等々、皆さん方とともに頑張っていけたらと、そのように思っております。

どうか冒頭申し上げましたが、暑くなってまいります、みんな元気で紀の川市づくりに御協力を賜りますように心からお願いを申し上げ、閉会にあたってのお願いと御礼の御挨拶とさせていただきます。

御苦労さんでございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成27年第2回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る6月19日に開会し、本日まで22日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営に

つきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことは、連日の雨ですっかり気が滅入っているこのごろですが、議員各位におかれましては、暑さ厳しくなる折、くれぐれも御自愛いただきまして、ますます議員活動に精励されますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成27年6月19日招集の平成27年第2回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

（閉会 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員